

福島労働局からのお知らせ

I イベント・行事

雇用環境・均等室

1. 「くるみん認定」通知書交付式を開催

担当：雇用環境・均等室 安保 電話：024-536-4609

福島労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員の子育て支援に積極的に取り組んでいる企業（子育てサポート企業）を認定する「くるみん認定」に、下記の企業を認定しました。

○くるみん認定企業

社会福祉法人天心会

所在地 喜多方市松山町村松字北原3656-11

認定年月日 令和3年10月29日

株式会社エフコム

所在地 郡山市堤下町13-8

認定年月日 令和3年10月29日

○認定通知書交付式

日時 令和3年12月13日（月） 午後1時30分から

会場 福島市霞町1-46 福島合同庁舎 3階会議室

2. 育児休業制度等に関する相談窓口を開設しました。

担当：雇用環境・均等室 金澤、安保 電話：024-536-4609

改正育児・介護休業法（以下「改正法」という）が令和3年6月9日に公布され、令和4年4月1日以降順次施行されます。

福島労働局では、改正法の円滑な施行に向け、労働者、事業主からの相談に幅広く対応できるよう、改正内容を始めとする育児休業制度等に関する相談窓口を開設しました。なお、開設期間は令和5年3月31日までとなります。

<相談窓口> 福島労働局 雇用環境・均等室 指導係
福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階

<受付時間> 平日の8:30~17:15（12時~13時を除く）

3. 職場のハラスメント撲滅月間 ～ハラスメント対応特別相談窓口を開設～
担当：雇用環境・均等室 金澤 電話：024-536-4609

セクハラ、パワハラ、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する職場のハラスメントに悩んでいませんか。

職場におけるハラスメントは下記にご相談ください。

【事業主、労働者双方対応ダイヤル】

- 特別相談窓口 ① 労働者専用フリーダイヤル TEL 0800-8004611
又は
福島労働局 雇用環境・均等室 TEL 024-536-4609

② 各労働基準監督署 総合労働相談コーナー

※いわゆるカスタマーハラスメント対策、就職活動におけるハラスメント、新型コロナウイルス感染症に関連した職場のいじめ・嫌がらせに関する相談にも対応します。

【労働者専用ダイヤル】

●ハラスメント悩み相談室

- ① 電話相談 0120-714-864
受付時間 月～金 12:00～21:00
土・日 10:00～17:00

- ② メール相談 受付フォーム
<https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan>

労働基準部

福島県特定最低賃金の改正について答申がありました。

担当：賃金室 長面川 電話：024-536-4604

○福島地方最低賃金審議会は、11月15日までに福島県特定最低賃金額（5業種）について、次のように改正するよう福島労働局長に答申しました。

自動車小売業については11月24日に改正決定しており、年内に発効します。

他の4業種については、官報公示を経て改正することとなり、それぞれ令和4年1月に発効します。

改正後は、改正された福島県特定最低賃金の周知・広報を図ります。

特定最低賃金の名称	改正額	引上額	効力発生日
①自動車小売業	894円	26円	令和3年12月24日
②輸送用機械器具製造業	890円	20円	令和4年 1月13日（予定）
③計量器等製造業	889円	21円	令和4年 1月13日（予定）
④電子部品等製造業	856円	22円	令和4年 1月13日（予定）
⑤非鉄金属製造業	886円	20円	令和4年 1月13日（予定）

労働基準部

県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 空閑 電話：024-536-4603

令和3年（10月）の災害発生状況を取りまとめました。

業種	年別	令和3年		令和2年		対前年 (死傷者)	
		死傷者	うち 死亡者	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)
全業種合計		1,942	12	1,451	25	491	33.8
製造業		418	1	328	2	90	27.4
鉱業		4	0	5	0	-1	-20.0
建設業		327	6	282	11	45	16.0
運輸交通業		183	0	171	2	12	7.0
貨物取扱業		11	0	6	0	5	83.3
農林業		59	1	32	4	27	84.4
畜産・水産業		13	0	14	1	-1	-7.1
上記以外の事業小計		927	4	613	5	314	51.2
商 業		267	0	216	2	51	23.6
金融 広告業		10	0	12	0	-2	-16.7
保健 衛生業		319	0	140	0	179	127.9
接客 娯楽業		115	1	87	1	28	32.2
清掃・ と畜業		84	0	66	1	18	27.3
上記 以外の 事業		132	3	92	1	40	43.5

(注) 労働者死傷病報告（休業4日以上）による。